

回 覧			

日経東発第 60000799 号
平成 26 年 6 月 2 日

総務課長
人事課長
職員課長 殿
公営企業総務課長
教育委員会総務課長
// 教職員課長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 松山 栄二

NOMA 行政管理講座開催（ご案内）

地方自治体における

問題ある職員への法的対応策と分限処分・懲戒処分のポイント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公務員制度をめぐる情勢が混沌とする中、勤務実績不良や能力不足で職場の秩序を乱す「問題ある職員」は、現場の管理者や人事担当者にとって非常に悩ましい存在です。

昨今では、社会情勢の変化を反映して、セクハラ、ストーカー、多重債務、自己破産などに関わるトラブルも増加しております。こうした職員の存在は、庁内に悪影響を及ぼすのみならず、公務員のイメージ自体を大きく低下させる要因ともなるため、迅速かつ的確な対応が求められていることはいうまでもありません。

本セミナーでは、地方自治体の「問題ある職員」への法的対応策や人事管理上の留意点について、判例や事例も交えてわかりやすく解説いたします。時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお薦め申し上げます。

敬 具

記

(12:30 から受付)
日 時：平成 26 年 7 月 31 日(木) 13:00 ～ 16:00
8 月 1 日(金) 10:00 ～ 16:00
会 場：NOMAホール（日本経営協会内専用教室）
講 師：弁護士 柊木野 一紀氏

受講料：会員（1 名）29,000 円 } 31,320 円
(参加料) 消費税 2,320 円
一般（1 名）32,000 円 } 34,560 円
消費税 2,560 円

申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催 3 営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の 3 営業日前までをお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前（3 営業日前まで）にご連絡下さい。
開催日の 3 営業日前～前日のキャンセルは受講料の 30%、開催当日のキャンセルは 100% をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100% のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み：一般社団法人 日本経営協会 東京本部 公務研修グループ
お問合せ先

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8

☎(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の 9:15～17:15 をお願いします) URL: <http://www.noma.or.jp>



◇プログラム◇

第1 職員の身分保障の基本を理解する

1. 職員の労働関係と職員の身分を保障するための制度
2. 分限処分及び懲戒処分の基本
3. 分限処分とは
 - (1) 降任及び免職
 - (2) 休職
 - (3) 降給
 - (4) 分限の手続及び効果
4. 失職とは
5. 懲戒処分とは
 - (1) 懲戒処分の対象となる事由
 - (2) 懲戒の手続及び効果
6. 分限処分と懲戒処分の関係は
7. 不利益処分に関する不服申立て

- (4) 精神疾患が疑われる職員に対して医師の診断を命令できるか
- (5) 精神疾患患者の出勤を停止できるか
- (6) 病気等を理由に勤務時間の短縮、配置転換を求められた場合
- (7) 当局の方針等を批判する言動がある
- (8) 始末書の提出に応じない
- (9) 服装や髪がだらしない
- (10) 残業命令を拒否する
- (11) 退職後に不正が発覚した場合の対応策
- (12) その他

3. 私生活で問題を起こす職員への対応

- (1) サラ金で多重債務を抱えている職員がいる
- (2) いわゆるヤミ金融業者から執拗な電話・来訪を受けたことで公務に支障が生じた場合に、借金した職員に対して懲戒処分は可能か
- (3) 自己破産者に対して懲戒処分は可能か
- (4) 宗教の勧誘で同僚とトラブルを起こす
- (5) 職場外で刑事事件(万引、自動車事故等)を起こした職員に対して懲戒処分は可能か
- (6) 職場外でアルバイトに励む
- (7) その他

第2 問題ある職員の対応(個別ケースへの対応策)

1. 勤務実績不良への対応
 - (1) 遅刻や欠勤を繰り返す
 - (2) 傷病休職・復職を繰り返す
 - (3) 後遺症により職務遂行に堪えない
 - (4) 職員の能力がない
(何度教育指導しても成果があがらない)
 - (5) 職員としての適格性がない(上司・同僚との協調性がない、懲戒処分しても改換の情が見られない、地域住民に対する暴言など)
 - (6) 繁忙期の長期有給休暇をとる
 - (7) その他
2. トラブルメーカーへの対応
 - (1) セクハラ・パワハラの訴えに対する対応
 - (2) 定期健診を受診しない
 - (3) 定期健診の要精密検査結果を無視して検査を受けない

第3 質疑応答

なお、事前にご質問等がございましたらお寄せ下さい。可能な限り、講義の中で回答させていただきます。

講師紹介：柊木野 一紀氏

1998年 早稲田大学法学部卒業
 2001年 司法試験合格
 2003年 司法修習修了(56期)
 弁護士登録(第一東京弁護士会)
 石寄信憲法律事務所(現 石寄・山中総合法律事務所)入所

※「地方自治小六法」をお持ちください。

★講座の検索・受講申込みは下記URLから

<https://www.noma-tokyo-gyosei.jp/seminar/management/>

NOMA 東京行政

検索

60000799

「問題ある職員への法的対応策と分限処分・懲戒処分のポイント」参加申込書

※NOMA記入

☐会員 ☐一般(該当欄にレ印)

26.7/31～8/1

役 所 名					電 話	()		F A X	()		
所 在 地	〒				内線		<ご連絡担当者> 所属				
フリガナ 参加者氏名	-----		所属部課 役 職 名			経 験 年 数	年 カ月	フリガナ 氏名			
フリガナ 参加者氏名	-----		所属部課 役 職 名			経 験 年 数	年 カ月	<通信欄>			
フリガナ 参加者氏名	-----		所属部課 役 職 名			経 験 年 数	年 カ月				

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理

②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— ☐不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)